

平成28年12月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	三球観光株式会社 代表者坂井田勝利
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 広島県東広島市西条町寺家6480-2 (千葉営業所) 千葉県香取郡多古町大高字前野1-528
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年1月19日、平成28年1月20日、平成28年2月23日及び平成28年5月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)